
7 0 8 9. 指定地外貨物検査許可申請 審査終了

業務コード	業務名
A C E	指定地外貨物検査許可申請審査終了

1. 業務概要

指定地外貨物検査許可申請について、許可、撤回または手作業移行の旨の登録を行う。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

印紙納付の場合で、許可の旨を登録した場合は、即時に指定地外貨物検査の許可を行う。

電子納付の場合で、許可の場合には、NACCSと歳入金電子納付システム（以下、「REPS」という。）間においてシステム間連携を実施することとし、申請者がインターネットバンキング等により手数料を納付し、手数料領収済みとなった旨の通知をREPSから受けた後に指定地外貨物検査許可通知情報を出力する。

2. 入力者

税関

3. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
指定地外貨物検査許可通知情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①許可の旨を登録した場合 ②印紙納付の場合	申請者
		入力者
手数料納付情報登録依頼情報	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①許可の旨を登録した場合 ②電子納付の場合	REPS
納付番号通知情報（手数料） ^{*2}	以下の条件をすべて満たす場合に出力 ①許可の旨を登録した場合 ②電子納付の場合	申請者 入力者（申請先税関） ^{*1}

（*1）「情報出力要求表示」欄に「Y」と入力された場合は、申請者に出力せず、入力者に出力する。

（*2）出力については「手数料情報登録（RP1）」業務を参照。

4. 特記事項

（1）REPSにおいて手数料を納付した後、手数料納付情報の取消しはできない。

（2）本業務の対象となる手数料納付情報は、納付されない場合一定期間経過後にREPSから自動削除される。手数料納付情報削除後は、手数料を納付することはできない。